

令和6年3月11日（月曜日）

議 事 日 程

令和6年3月11日 午前10時00分 開議

日程第1 村政一般に対する質問並びに議案第1号から議案第16号まで
（一般質問・質疑、常任委員会付託）

日程第2 陳情について
（常任委員会付託）

追加日程第1 議案第17号 舟橋村固定資産評価審査委員会委員選任の件
（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（7名）

1番	小杉知弘君
2番	古川元規君
3番	加藤智恵子君
4番	田村馨君
5番	森弘秋君
6番	竹島貴行君
7番	前原英石君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	渡辺	光君
教	育	長	土田聡君

総務課長	松本良樹君
生活環境課長	田中勝君
会計管理者	林輝君
代表監査委員	川崎正夫君

職務のため出席した事務局職員

事務局長	松本良樹
事務局係長	喜田義樹

午前10時00分 開議

○議長（前原英石君） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達していますので、令和6年3月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第1号から議案第16号まで

○議長（前原英石君） 日程第1 議案第1号 令和6年度舟橋村一般会計予算から議案第16号 証明書等の交付等に係る事務の相互委託の廃止の件まで、16件を一括議題とします。

（一般質問及び質疑）

○議長（前原英石君） これより、村政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を行います。

通告順に発言を許します。

4番 田村 馨君。

○4番（田村 馨君） 4番田村馨です。

今回の私からの質問の前に、まずは本年1月1日、元日、石川県能登地方でマグニチュード7.6の直下型地震が発生しました。この地震で241人もの方々が亡くなられ、1,297人の方々が負傷されました。富山県内においても、重軽傷、合わせて47人の方が負傷され、3名の方が貴い命を落とされました。

このたびの災害で亡くなられた方に心から哀悼の意を表するとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。そして、被災地の復興が速やかに進むことを願います。

それでは、通告どおり、質問に入ります。

まず1つ目は、切迫活断層が引き起こす地震への対応について伺います。

政府の地震調査研究推進本部から、長期評価による地震発生確率値の更新が公表されています。資料をつけましたので、ご覧ください。

その中で、糸魚川－静岡構造線断層帯、これのうちの中北部区間ですが、長期評価で予想した地震規模はマグニチュード7.6程度、30年以内の発生確率は14%から3

0%となっております。

富山県内の断層帯では、呉羽山断層帯が地震規模はマグニチュード7.2程度で、ほぼ0%から5%。本村の一番近くにある魚津断層帯ではマグニチュード7.3程度で、0.4%以上となっております。

この数値は、例えば阪神・淡路大震災ですが、この発生直前の確率が0.02%から8%でした。また、平成28年に発生した熊本地震ですが、このときの発生直前の確率が0%から0.9%でした。

したがって、この糸魚川―静岡構造線断層帯中北部区間の発生確率1.4%から30%は、決して低いとは言えません。むしろ切迫しているといっても、過言ではないと思います。

このように、舟橋村は今後30年以内に地震を引き起こすおそれのある断層帯に囲まれているわけですが、このような状況の中で、本村の活断層による地震対策、これほどのような認識になっているのか、まずは伺います。

続いて、電気自動車及び充電施設の普及促進についてお尋ねします。

おととしの7月になりますが、全国知事会では脱炭素地球温暖化対策行動宣言をまとめ、都道府県が新たに導入する公用車は原則電動車（EV）と定められました。

こうした動きの中で、公用車を電気自動車（EV）に置き替え、公務で使用しない夜間や土日祝日などに、市民や観光客、ビジネスマンなどに貸し出す、公用車によるEVカーシェアリングが多く自治体で推進されていますが、これは報道もされましたが、本村でも富山県内では初となる電気自動車（EV）2台を導入してのカーシェアリング実証実験が開始されました。休日には地域住民の足となり、災害時には走る蓄電池として、電気自動車の新しい活用手法の普及・拡大が期待されます。

一方、急速なEV化には、充電設備の不足、コスト面での課題が残ります。こうした中、神奈川県横浜市青葉区内の県道140号線では、電気自動車用充電器設備を公道に設置する社会実験が行われました。この試みは、令和3年度の国土交通省の社会実験として実施。路肩を拡幅することで充電用の待避スペースを確保し、電気自動車やプラグインハイブリッド車を一度に2台充電できる急速充電設備が1基設置されています。充電設備は、市と事業者が協定を締結し、設置。事業者が修理などのメンテナンスを担当し、市は場所の提供のほか、警察などへの各種申請を担っているとのこと。

横浜市が行った利用者アンケートでは、都市部の公道上への充電器設置を96.6%

の人が支持したほか、もっと増やしてほしい、交通量の多い一般道にも欲しいなどの声が寄せられました。

今回のEVカーシェアリングの施策は大いに評価いたしますが、CO₂排出量の削減を加速させるとともに、災害時のレジリエンス機能の強化を図るため、電気自動車やプラグインハイブリッド車に加え、外部給電器の導入経費への補助など、舟橋村としての脱炭素戦略のより明確なビジョンが求められると思います。

そこで、以下、渡辺村長のご所見をお伺いします。

まず、1点目に、公用車によるEVシェアリング事業が県内でさらに広がるよう、県内の他市町へ積極的に働きかけていくなど普及・拡大を推進すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

2点目に、現時点での県内並びに村内における急速充電器並びに普通充電器の設備の設置数についてお尋ねします。

さらなる普及には商業施設やスポーツ施設、宿泊施設などに協力を仰ぐとともに、地域格差が起これないように充電器設置を推進していくべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

また、先ほどの横浜市の事例のように、公道への充電器の設置を本村も検討されてはいかがでしょうか。渡辺村長の下で戦略的に取り組んでいくべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

○議長（前原英石君） 総務課長 松本良樹君。

○総務課長（松本良樹君） おはようございます。

4番田村議員の地震への対応についてのご質問にお答えします。

まず、地震対策についてであります。

議員ご指摘のとおり、本村を含む富山県の近くには多くの断層帯があり、糸魚川－静岡構造線断層帯、砺波平野・呉羽山断層帯等が、国の地震本部の調査報告によれば、Sランクという今後地震が発生する可能性が最も高いグループになります。魚津断層帯はAランクとなっております。

1月1日に発生した能登半島地震以降、千葉県でも群発地震が発生しているなど、改めて日本が地震大国であることを再認識させられたところであります。

村といたしましては、これまでも各種防災協定の締結を行ってまいりましたが、昨年からは、より災害発生後の生活支援に資するように協定を進めてまいりました。避難所で

の生活に備え、段ボール製品や寝具のレンタル事業者との協定、避難所としての施設使用の協定、食料品や日用品の供給などを進めてまいりました。

来年度以降は、これらの協定が有事の際に実効性のあるものになるように、担当者間の連携を密にとるとともに、定期的な防災訓練や防災講座の実施などに取り組んでまいりたいと思っております。

また、これまでも富山県が実施している防災士養成講座についても引き続き支援し、受講者の負担を軽減してまいります。先日の自治会長会議で自治会長の皆様にはお伝えしましたが、自治会の、例えば班単位でお一人の防災士といったように、防災意識の高揚等につなげてまいりたいと考えております。

また、県の事業で、耐震診断及び耐震改修事業もごございます。耐震診断は、通常5から10万円かかるものが2,000円から6,000円の自己負担で行うことができます。耐震診断の結果、耐震改修が必要となった際には、県と市町村が連携し、経費の5分の4、最大100万円を補助する制度もごございますので、これらを活用していただきまして、地震の発生に備えていただければというふうに思います。

一方では、防災用品に対する補助についても、補助を希望される方が少ないこともあり、来年度については、対象としていなかった地震対策の物品、例えば家具の転倒防止器具等を補助対象に加えるとともに、セットとして簡単に購入できるようにメーカーや小売店と交渉をしている段階でありますので、詳細が決まり次第、お伝えをしてまいりたいと思っております。また、対象者についても、現在対象となっていない65歳以上の方を含む世帯への拡充も検討しているところであります。

地震対策につきましても、村ができることには限りがありますが、住民の方が安心して暮らせるまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。答弁いたします。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 続きまして、4番田村議員のEVに関するご質問に答弁をさせていただきます。

先般報道にありましたとおり、今月15日より半年間、EV公用車のカーシェアリングの実証実験を実施いたします。先立ちまして、富山市の杉政貿易株式会社（E-b o）様並びにヒョンデモビリティジャパン株式会社様と災害時における電気自動車の車両支援に関する協定を締結いたしました。

この協定は、災害発生時に避難所等の電源喪失時の対応や移動手段として電気自動車を借り受けるための協定となっております。今回の実証実験は、その協定に合わせて、車両を平日は公用車利用、休日はカーシェアリングとして使用することを想定しております。

この背景につきましては、本村においては脱炭素化への取組が明確に遅れていることが挙げられます。来年度はその取組を推進すべく計画策定を予算計上しておりますが、計画がなくとも取り組めることは多くあると考えております。今回の実証実験はその一環であるものとしております。

導入の副次的効果としては、村民の方々に対しては予備的な移動手段の確保、脱炭素化社会への意識啓発になるものと考えております。

現在、電気自動車は、いまだイニシャルコストはガソリン車と比較すると高額であると認識されておりますが、しかしながら、中長期でのトータルコストにおいてはガソリン車と同等程度、もしくは安価になりつつあるものと感じております。

とは言いながらも、やはりなかなか手が出しづらい中で、このカーシェアを行うことで実際に車両を利用し、性能等を見ていただきたいという思いでございます。

ご質問に触れられておりました内容については、現在県内で、いわゆる50キロワット以上の急速充電器は、道の駅や高速道路、ガソリンスタンドやディーラー等を中心に60か所程度設置がされているとのこと。村内には急速充電器は存在せず、一般的な充電ステーションが、先日設置をいたしました役場と舟橋会館の合計2か所のみとなっております。

これらにつきましては、設置事業者様が国の補助金制度を利用しての設置となっており、村の費用負担は実質ございません。

今後、脱炭素への取組を村民の皆様とともに進めていく上で、ご提案の本村独自のEVステーションの設置・導入補助などは、検討の一案としてあるべきものと受け止めております。手法論と同時に、未来をイメージしたビジョンの策定も重要であることには変わりはありません。

今後、舟橋村における脱炭素化のビジョンの策定についても、計画の策定と合わせて推進していきたいと考えておることをお答えさせていただきまして、答弁いたします。

○議長（前原英石君） 田村 馨君。

○4番（田村 馨君） 答弁、ありがとうございます。

活断層の件についてなんですけど、まず今回の能登の地震ですね、これの震源となった断層帯というのは能登半島の北岸断層帯。こちらは県外の断層帯になります。

先ほども大きな影響があるおそれがあるとして糸魚川－静岡構造線断層帯をちょっと話しましたが、これは県外の断層帯であります、県においては、この県外の断層帯の被害想定というのは、実はなされていないんです。県内の断層帯については被害想定しているんですけど。

ということを見ると、今回の能登の地震でも明らかになったように、舟橋村においても、県外にある断層帯であったとしても、やはり今後、被害の想定というのをやっていかなければいけないのではないかと思います、見解をまずお聞きします。

それから、2点目なんです、これ一つ、資料をつけました。富山大学の名誉教授の竹内章先生の資料でございます。これは、先だって、2月に私ども共産党の議員研修会で竹内先生をお招きして講義を受けたわけですが、そのときのレジュメの資料になっております。

その際に先生がお話しされていたのは、富山湾の西側断層帯、これは呉西地区のほうなんです、あるいは本村に一番近い魚津断層帯の、これの糸魚川沖断層帯の延伸というのもある、その被害想定調査に取り組むことが必要ではないかと言っておられました。

そうすると、当然舟橋村だけでできる話ではなくて、これは国ですね、政府のほうにも働きかけていかなければならないわけですが、県ともやはり協力して、本村も、これは被害想定調査をするべきではないかと思いますが、ちょっと見解をお願いします。

○議長（前原英石君） 総務課長 松本良樹君。

○総務課長（松本良樹君） 田村議員の再質問にお答えをいたします。

県外の断層帯に関しても想定の中という話がございましたけれども、恐らく今回の地震を受けて県の地域防災計画も変更になるものというふうに考えております。それを注視しながら、村の地域防災計画の中にもそういった想定も盛り込んでいくべきだろうというふうに考えておりますので、お願いいたします。

調査につきましては、村長のほうから、ワンチームとやまですとか、そういった会議の中でお話をさせていただくことも可能かと思っておりますので、国、県の動向を見ながら、実際そういうことができるのかどうなのか、村としてやれるのかやれないのかも含めて検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁いたします。

○議長（前原英石君） 3番 加藤智恵子君。

○3番（加藤智恵子君） 3番加藤智恵子です。よろしくお願いいたします。

本題に入る前に、1月1日に発生した令和6年能登半島地震で亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日でも早い復興をお祈りいたします。

それでは、通告書に従って質問させていただきます。

まず、令和6年能登半島地震を通して、災害時の対応の一つとして避難所開設から閉鎖についてお伺いします。

災害時の対応として、突発的に発生する広域・大規模災害では、行政職員の方々も被災されている可能性があります。避難所開設のほか、施設、設備の安全点検や電話の対応など仕事量が膨大になる可能性があり、行政職員の方々だけでは対応できなくなる可能性が考えられます。そこで、住民や避難所に来られた方々も巻き込んで避難所を開設・運営することも必要になると考えられます。

これらは、富山県危機管理局防災・危機管理課「避難所運営マニュアル策定指針」から引用しています。

そこで、避難所開設から閉鎖まで、業務内容及び業務量を振り分け、行政、住民、その他団体などに振り分けて整理すると、新たな課題が見えてくるかもしれません。

今回の地震対応で見えてきた課題について、次の4点について質問させていただきます。

1点目、災害避難情報の発信方法と周知についてです。

今回の地震では、近隣自治体の避難所情報が携帯電話の緊急情報で発信されていました。本村からの避難所情報が発信されていないようだ、住民から私に問合せの電話がかかってきましたが、私は村外にいたため、ちょっと分からないということでお答えするしかありませんでした。

近隣自治体が発出した携帯電話での情報発信を本村でもされていたのでしょうか、されていなかったのでしょうか、お伺いします。

2点目、避難所の解錠方法及び解錠にかかる時間についてです。

皆さんご存じのように、富山湾の海底地滑りの発生により、津波の到達がこれまでの予測よりも早いことが判明しました。このことにより、避難所の迅速な解錠が求められ

ることも判明しました。

今後の対応についてのお考えをお伺いします。

3点目、避難所スペースに比べて避難者が多くなったときの対応についてです。

地震発生から数分で大津波警報が発令されたことから、本村にも沿岸地域などから自治体を越えて大勢の方が避難してこられることとなりました。このことにより、今まで想定していた備蓄品などが避難所規模以上の準備が必要になってくると思われま

す。他の自治体との連携や避難所対応の人員確保、予算などを含め、どのようなお考えでしようかお伺いします。

4点目、感染症を伴う避難者や特別な配慮が必要な避難者への避難所での対応についてお伺いします。

特別な配慮が必要な避難者とは、富山県危機管理局防災・危機管理課よりの引用を申し上げます。

避難所生活の環境において、最大となる共通の課題がトイレの確保であります。その施設の日常のトイレ利用数は避難所という異常時の利用数とは全く異なります。

特に女性や高齢者、性的マイノリティにとっては、トイレの我慢は精神的・肉体的にいい知れない苦痛を与えることとなります。避難所に寝泊まりする必要が生じた場合、女性や高齢者、性的マイノリティにとっては、安全で使いやすいトイレの確保・管理が必要となります。仮設トイレや既存のトイレの衛生管理や安全の確保は必須条件であり、トイレ使用のルールづくりも真剣に行わなければなりません。

また、オストメイト対応など障害者用のトイレの確保に努めなければいけません。

性的マイノリティとは、自分の性の在り方について、「身体の性」と「性自認」に違和感がなく、異性を好きになる人を多数派としたときに、それに当てはまらない方（LGBT—レズビアン（女性の同性愛者）・ゲイ（男性の同性愛者）・バイセクシャル（両性愛者）・トランスジェンダー（こころの性とからだの性との不一致）など）を申し上げます。

次に、ボランティアの養成についてです。

緊急時には多くの人手が必要になります。それで、平時に災害救援ボランティアを募り、登録し、有事の際に活動していただきます。そして、行政の防災担当者と消防団や社会福祉協議会、赤十字奉仕団、たべんまいけなど、各種ボランティア団体と協力して避難所運営ゲーム「HUG」などを使って訓練を行うことにより、有事の際に即戦力と

して役に立つと思いますが、お考えをお伺いします。

ここで、HUGとは避難所運営ゲームで、避難所運営をみんなで考えるためのアプローチとして静岡県が開発した図上訓練です。具体的で実践的な避難所運営を疑似体験できます。グループに分かれての演習となるため、参加者同士の交流や連帯感が生まれます。

以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（前原英石君） 総務課長 松本良樹君。

○総務課長（松本良樹君） 3番加藤議員のご質問にお答えをいたします。

令和6年能登半島地震の発生は、本年1月1日午後4時10分で行われました。本村内でも震度5強の強い揺れを観測しましたので、村長をはじめ複数の職員が地震発生直後から登庁しておりました。

登庁した職員が、速やかに全職員に対し、招集の電話連絡等を行いました。同時に、主に水橋地域から本村庁舎に避難してこられた方が既にいらっしゃいましたので、3階ホールを避難所として開設しました。

招集の連絡を受け登庁した職員から、順次、災害対策本部運営に当たる者、あるいは避難所運営に当たる者等、役割分担を指示し、被害状況の情報収集や現場確認、関係機関との連絡、避難所運営を進めたところでございます。

議員ご質問にございましたが、携帯電話への緊急情報、いわゆる緊急速報メールは本村においても1月1日に2回発信しております。1回目は午後5時28分に、役場3階ホールを避難所として開設した旨の情報発信、2回目は午後5時47分に、小学校体育館を避難所として追加開設した旨、発信しております。

1回目の緊急速報メール発信直後の午後5時30分に、同内容をIP告知（緊急情報告知システム）においても放送し、周知しております。

避難所開設については、村ホームページのトピックス欄にも掲載し、周知させていただきました。

各避難所では、複数の職員が、毛布や飲料水配布のほか、災害対策本部との情報連携を中心に業務に当たりました。職員以外にも、日赤奉仕団の方や加藤議員さんにも避難所運営のご協力をいただきました。ありがとうございます。

改善を要する点は見受けられたものの、大きなトラブル等は発生しなかったものと理解しております。

なお、午後8時50分に津波特別警報が津波警報となったこと、また時間的な問題を考慮し、深夜帯に入る前の午後9時半に、小学校体育館に開設した避難所は閉鎖とさせていただきます、そのタイミングで帰宅された方が多くいらっしゃいましたが、引き続き不安である方については役場3階ホールへ移動いただいたところでございます。

深夜をまたぐ避難所開設となりましたので、4名の職員に残っていただき、引き続き避難所運営の業務に当たってもらいました。翌2日朝7時頃、全ての避難者が帰宅されたことを確認し、午前7時30分に避難所を閉鎖したところであります。

次に、議員ご質問の2点目、避難所の解錠方法及び解錠にかかる時間についてですが、指定避難所である役場、舟橋会館、舟橋小学校及び中学校については、それぞれの施設の解錠方法を承知している職員がおりますので、速やかに避難所開設できる体制を整えております。

今後の訓練等を通じて、各施設の解錠・施錠方法をマスターする職員を増やしてまいりたいと考えてございます。

次に、3点目であります。避難所スペースに比べ避難者が多くなったときの対応についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、今回の地震においては発生直後に大津波警報が発令されたことから、主に沿岸地域から、お住まいの市町村を越えて避難される方が多くいらっしゃいました。

さきに述べましたが、水橋地域のほか、滑川市にお住まいの方、また元日の発生でしたので、実家に帰省中の方もいらっしゃいました。市町村の区域を越えた広域避難については、地震のみならず、大雨洪水時においても必要となる手段と考えており、今後も県や他市町と協議してまいりたいと考えております。

来年度のワンチームとやま推進会議でも、広域での災害対応について議題に上がるというふうに聞いておりますので、そちらにおいても他自治体との連携避難所の在り方について議論が進むものと思っております。

また、備蓄品につきましては、各種事業者と協定の締結を進めております流通備蓄により、対応してまいりたいと考えております。役場備蓄庫及び避難所に備蓄する、いわゆる公的備蓄のみでは、備蓄スペースが必要となるだけでなく、食料品について、消費期限の問題もございまして。避難所開設の際に、必要な物を必要なだけ、協定により提供いただく流通備蓄による備えを今後も進めてまいりたいと考えております。

なお、その前段にあります、住民の皆さんが自身に必要な物を自宅、地域、職場で備蓄される、自助の範疇における備蓄の必要についても、今後も啓発をしまいたいと考えてございます。

次に、議員ご質問の4点目、感染症を伴う避難者や特別な配慮が必要な避難者への避難所での対応についてお答えします。

避難所を開設するに際し、感染症対策は今後とも必要であると考えられます。本村では、広さ約4平米の簡易テントやパーティションを備蓄しており、必要な際に避難所で使用することにより、感染症の拡大防止やプライバシー保護に配慮する体制を整えております。

また、各避難所には保健師を配置することも必要と考えておりますが、災害時の職員配置は大変厳しく、ボランティアの方々のご協力が必要となるものと思います。社会福祉協議会様をはじめ各種団体の皆様にもご理解とご協力を賜りますとともに、共助の範疇における防災意識の向上に努めていただきますようお願い申し上げます。

最後に、ボランティア団体との防災訓練についてであります。

これまでも、日本赤十字社舟橋村支部の皆様方におかれては、文化祭等の催事の際に炊き出しの訓練を兼ねて料理の提供をいただいております。舟橋村消防団は、これまで夏季訓練の際には、消防間の連携を中心に、舟橋分遣所と消火訓練等を実施してまいりました。

また、富山県主催の防災訓練が実施される際には、各種団体の皆様にもご参加いただいているところでありますが、毎年実施はしておらず、県の訓練に合わせたシナリオであり、実効性のある訓練にはなっていない部分も多分にあると感じてございます。

来年度については、これまで実施していた消防団の夏季訓練の時期を見直し、併せて防災訓練として実施できないか検討しているところでございます。

これまでの防災訓練では、公民館に集まって、被害が拡大したことにより小学校に避難してくるというような避難訓練を実施してまいりました。このような避難訓練も重要であると思いますが、まずは公民館が避難所として開設され、そこで避難所を運営する必要があります。全国的にも避難所の運営等は、地域住民の方に担っていただくことが多く、そのほうが今後の生活再建が早いということも聞いております。

今回の能登半島地震の際も、避難してきた住民の方々でも、荷物の運搬や物資の配給等が行われていました。自主的な動きはもちろん、きちんとした運営のためには、住民

の皆様との協力体制が不可欠でございます。一度に全てを行うことは難しいですが、これまで実施していないような実践的な、避難所運営ですとか、そういった訓練を継続して実施してまいりたいと考えております。

その際に、今ほど加藤議員から提案がありました避難所HUGですとか、そういったゲーム的な要素も取り入れながら分かりやすいような訓練にしていきたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げまして、答弁いたします。

○議長（前原英石君） 加藤智恵子君。

○3番（加藤智恵子君） 今ほどは、とてもすばらしいご回答、ありがとうございます。

それで、今回は職員さんだけで対応できたということが分かってよかったんですけども、お正月休みだったんですけども、そのときに集中して勤務されることによって疲労がたまったり、そういうことも考えられますので、また住民ボランティアの皆さんを使っていたら、ありがたいかなと思っています。

以上です。ありがとうございました。

失礼します。

○議長（前原英石君） 1番 小杉知弘君。

○1番（小杉知弘君） 1番小杉知弘です。本日は、通告どおり2点質問をさせていただきます。

まず、1点目は全国大会等出場激励金について。

村民が全国大会等へ出場する際における激励金の拡充について、教育長にお伺いさせていただきます。

昨日は、舟橋中学校でユニカール大会が開催され、老若男女による熱い戦いが繰り広げられました。私自身も参加させていただき、非常に楽しめた一日でした。

そんなスポーツが盛んな本村ですが、昨年末にはキンボールのアジアカップ3連覇、そして今月末には、中学生が香川で開催される全国選抜中学生テニス大会に出場する予定と、世界大会や全国大会で様々なスポーツにおいて村民が活躍をしています。

さて、本村においては、そのような全国規模、世界規模の大会で活躍する選手に対して一定額の激励金を贈る内規がございます。現在のものは平成17年より運用されていますが、昨今の物価高騰、それから部活動を取り巻く環境の変化に合わせて、見直しの必要性を感じております。特に改善すべきものとして、次の3点について、教育長のお考えをお聞かせいただきたく存じます。

1点目は、本激励金を交付する趣旨についてです。

「激励金」という名称ですので、選手を励ますことが趣旨かとは思いますが、選手が頑張っ手に入れた全国の切符が、指導者や保護者の負担にならないことも大切だと感じております。

今回のテニスの全国大会は香川県で開催されます。選手の旅費だけでなく、指導者の旅費、応援に駆けつける保護者もいらっしゃると思いますし、それだけの人数の旅費となりますので、かなりの金額になると思われます。

現行の内規には趣旨の記載がございませんので、選手を激励するためなのか、それとも旅費の負担を減らす助成をするためなのか、もしくは別の目的なのか。村として、どういったお金を選手に贈るのか、お考えをお聞かせください。

2点目は、激励金の支給額についてです。

現行は一律の支給額です。1点目の質問にも関連しますが、激励の意味であれば、現行の一律の金額でも十分かと思いますが、助成という意味においては不十分かと思えます。というのも、隣県で開催される全国大会と遠方で開催される全国大会では、選手の負担が大きく異なるからです。

県内の市町村では確認ができませんでしたが、宮崎県日南市では、全国大会の開催地に合わせて補助額を変えているようです。私自身も学生時代は各地の大会に参加させていただきましたが、全国各地で競技できたのは、自分自身のやる気よりも、親の支えが大きかったと思います。

1点目の趣旨とともに、金額の根拠について教えていただければと思います。

3点目は、本内規の公表についてです。

こちらは質問というよりも要望になりますが、現在、村のホームページを確認したところ、本激励金に関する記載が見つけれませんでした。

昨今では、我々の知らないマイナーなスポーツやeスポーツなど、まだまだ競技人口の少ないものもありますし、部活動の地域移行も進んでまいります。また、内規を見る限り、スポーツに限らず、文化系の全国大会でも贈られるように読み取れます。

激励金の存在を知らなかったために使えなかったということが起こらないようにしていただければと思います。

以上が全国大会等出場激励金についての質問になります。

次の質問に移ります。

2点目の質問は、村内学童保育施設との連携体制及び今後の展望について、村長にお伺いさせていただきます。

昨年5月にコンペを行った学童施設の完成が間近に迫ってまいりました。さらなる村の子育て環境が充実することに期待をしておりますが、一方で物価高騰の影響もあり、学童施設の値上げも検討されていると聞いています。

学童施設は、保護者の勤務先での活躍、世帯収入の向上、小学生の心身の発達などにおいて非常に重要な施設であります。施設の運営を守りながらも、子どもを預けやすい環境を整備していくことが村の責務だと考えます。

そこで、本日は、村として値上げに対してどのようなお考えを持ち、今後の展望を考えているのか、2点お伺いさせていただきます。

1点目は、村と民間運営企業との保育料に対する協議の内容についてお伺いいたします。

ご承知のとおり、本村には2つの学童施設があります。どちらも民営でありますし、それぞれの企業のお考えもあるため、村の要望に対してどこまでの対応をしていただけるのか分かりませんが、保護者が安心して子どもを預けられるよう、村と運営企業様の連携は必須であると思います。

それぞれの施設との保育料設定等に関する協議の状況について教えていただければと思います。

2点目は、今後の学童施設の展望についてです。

もともとは村営で1か所だった本村の学童保育ですが、民営化になったり、去年は民設民営の学童施設が村内に増えたりするなど、時代に合わせて村内の状況も変わってきております。

村内の子育て環境の充実のため、今後の展望などをお聞かせいただければと思います。

以上、村内学童保育施設との連携体制及び今後の展望についての質問になります。

私からの質問は、以上2点になります。

○議長（前原英石君） 教育長 土田 聡君。

○教育長（土田 聡君） 私から、1番小杉議員のご質問の全国大会等出場激励金について述べさせていただきます。

まず、1点目の激励金の趣旨ですが、地域における体育及び文化の振興を推進するため、各種大会等に出場する個人または団体に対して交付するものでございます。

遠征にかかる負担を軽減するという趣旨のものではございませんので、本村では、これまでのご努力の結果に対する意味合いと、今後ますますご活躍くださることを祈念しての激励金としての交付としております。

次に、2点目の支給額についてです。

先ほど議員が述べられたように、現在当村では、全国大会等出場激励金として平成17年4月1日から内規にのっとり運用しており、世界大会や全国規模の大会に出動する場合に支給しております。

金額については、小学生、中学生、高校生、一般の4つの区分けで運用しております。大まかに言いますと、世界選手権等の国際大会への出場は3万円、国体は1万円、高校総体と全国中学校体育大会は5,000円、その他の全国大会は3,000円となっております。

この激励金以外に、北信越大会以上では、激励の看板を舟橋駅前と役場正面玄関前に設置して、村民への周知を図っております。

議員お尋ねの拡充の件ですが、本年4月1日より、交付要綱を作成して、激励金として運用していくこととしております。その際、高校総体、全国中学校体育大会、その他の大会とも、国体同様の1万円の支給に拡充いたします。

しかし、中学生に限っては、中学校体育連盟主催の大会、全中と言われる大会に関して、地区予選の北信越大会の出場の際に激励金はありませんが、中学校体育連盟から支給される旅費3分の1を除いた残りの旅費に対し、2分の1を支給しております。そういうふうな形で負担の軽減を図っております。

また、全国大会へ必要になった際は、先ほど説明しました激励金1万円と、旅費に関しては中学校体育連盟より2分の1が支給されますので、残り2分の1を支給しています。宿泊に関しては、中学校体育連盟より3分の1が支給されますので、残り3分の2を支給し、旅費、宿泊費とも、参加者の自己負担がないようにしております。

続いて、3点目の広報に関してのご質問ですが、現在のところ、内規での運用ということで広く周知してございませんが、先ほどお話ししました要綱を作成した段階で、ホームページへの掲載等、広く周知していきたいと考えておりますことをお伝えいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 1番小杉議員のご質問にお答えをさせていただきます。

村内の学童保育施設との連携体制及び今後の展望についてのご質問だったかと思えます。

1点目のご質問、現在村内に有します2か所の学童保育施設、公設民営、民営双方との利用料の協議の状況についてお答えをさせていただきます。

まずは、公設民営の事業者様との状況を回答させていただきます。

ご質問にありましたとおり、昨年末に運営事業者様より利用料金の値上げに関する案内が利用者の皆様に行われましたが、その段において、その旨の内容を当局としては認知しておりませんでした。その後、利用者の方々より相談、意見等が寄せられたため、当局と運営事業者様とで協議の場を設けました。

その際には、当局側からは、入所利用希望の締切り後のタイミングにおいて、翌年度の値上げは、時期としては不適切であるということ、一定の案内期間を設けていただきたいということと併せて、事業者の設定する利用料金の増額幅については、なかなか承服することができない旨をお伝えいたしました。その場において、利用料金の再考を要望いたしましたということになります。

しかしながら、こちらからの要望に対しては固辞されましたことを受けて、来年度予算に利用料の補助を計上させていただいたという流れでございます。

民営の事業者様においては、現在村と頻繁な情報共有等はいたしておりません。民間事業者であることや認定外であることがその理由として挙げられますが、当該施設においては令和6年度より施設の一部を認定学童保育施設として運用する旨、申請を受けております。よって、今後速やかに料金等の協議の場を設けることを進めたいと考えております。

村との連携体制につきましては、公設民営の事業者様とは連携は図っているものと感じておりましたが、今回、利用者をはじめとする関係者の皆様に対し混乱を生じさせてしまったことを鑑みると、連携体制がなされていなかったものと言わざるを得ないと反省をしております。

民営事業者様とは、今ほど申し上げたとおり、諸般の事情により連携が図られていない状況でございますので、今後は2つの施設とともに連携の推進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、2点目のご質問になります。

今後の展望についてでございますが、舟橋村においては2040年頃まで継続して子

どもたちの数は一定程度見込まれる状況でございますので、ご指摘のとおり、子育て環境は時代と村の状況によって変化するということ、あわせて、国、県の考えにもありますとおり、子どもたち、その保護者の方を真ん中に据えた考えの下、今ほど申し上げました時代の変化、生活環境の変化による様々なニーズにお応えできるよう、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上を答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石君） 小杉知弘君。

○1番（小杉知弘君） 答弁のほう、ありがとうございました。

まず、1点目の全国大会等出場激励金についてなんですけれども、少し分からなかったのもう一度お聞かせ願いたいんですけれども、中学校体育連盟に加入している方については旅費及び参加費の負担がないように配慮されているということでお伺いしたかと思うんですけれども、これ、中学校体育連盟に未加入の競技については、今後もしくは現状、どのように対応されているのかという点についてお伺いさせていただければと思います。

それから、学童施設についてなんですけれども、連携が不十分だったというご答弁をいただいたんですが、それに合わせての補助と予算化していただいたことに感謝しつつも、値上げというのは必ずしも悪いことばかりではなくて、例えばサービスの拡充ですとか、給食が村内産の野菜とかお米になるよとかということであれば、村の方針としてやっていくのであれば、値上げというのもサービスの拡充という意味、もしくは村の特色を出すという意味では非常に重要なのかなと思いますので、必ずしも値下げばかりではなく、そういった、新しいというか、舟橋村らしい子育て環境というものを構築していくためにも、金額、それから学童保育の企業様との連携を強化していただきたいなと思います。

また、先ほどご答弁にもありましたが、2040年まで人口が増えていく中で、子育て環境は常に変化していくものだと思います。定期的な連携、それから見直し等を行っていただければと思います。

以上です。

○議長（前原英石君） 教育長 土田 聡君。

○教育長（土田 聡君） それでは、小杉議員のご質問にお答えしたいと思います。

中体連未加入のクラブに関してなんですけど、現在のところ、中学校の部活動という形

の加盟に関しては補助のほうを出しているということになっております。

中体連のほうには、それぞれのクラブ化されているところも申請をして、中体連に加盟することができるようになっておりますので、今後、他のクラブに入っているお子さんに関しても、そのようなことは対応できるというふうに思います。

あと、文化系の話になるかと思いますが、こちらのほうは、ちょっと今現在のところ私のほうで調べておりませんので、今後調べまして、また委員会のほうでお伝えしたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 今ほどの1番小杉議員の追加質問に答弁をさせていただきます。

値上げに関しまして、悪いものではないという旨のご発言をいただきました。今回の学童保育施設の値上げに関しましては、どのような要素で値上げがなされたか、その詳細までは、聞き取りは、お恥ずかしながら、できておりません。

私、個人的な感想としては、いわゆるコストプッシュによる値上げを判断されたのではなかろうかというふうには思っておりますが、利用者にとっては、値上げは値上げで変わらないということでございますので、今ほどご指摘いただきましたとおり、この値上げと同時にサービス内容の拡充等を、こちらからは要望を進めてまいりたいというふうに考えております。

補助を出すということに関しましても、一定のそういったご理解をいただきたいという思いもございますので、今後、先ほどの答弁でお答えさせていただきましたとおり、まずは連携の部分を中心に推進を図って、その上で今ほど申し上げた村の特色をいかに出していけるかというところも同時に、施設側と協議を図っていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石君） 6番 竹島貴行君。

○6番（竹島貴行君） 6番竹島貴行です。

今朝役場に入ってくると、入り口では半旗が掲げられていました。今日で東日本大震災から13年経過いたしました。震災及び関連死も含めた死者と行方不明の方々は2万2,215人だそうです。私から、ご冥福をお祈り申し上げ、また被災され、いまだ復興に尽力されている方々の一日も早い復興の実現を心より願い、質問に入らせていただ

きます。

私は、2点の質問通告をしています。

1つ目は地域包括支援事業についてであります。

毎月、舟橋村社会福祉協議会から発行されています「ふなはしふくし」の包括支援欄を拝見し、関係される皆様の善意による活動をありがたく感謝している次第であります。

福祉の原点を考えると、地域を維持するため相互協力、相互依存による住民同士の支え合いから福祉は始まり、善意によるボランティアで成り立っていました。それが、時代の流れとともに社会が成熟し、社会全体を支えるため公的事業へ発展してきたものが社会福祉事業だと考えています。

さて、高齢化、超高齢化を見据えた介護保険制度がつくられてから時間がかなりたっております。この介護保険制度は、介護が必要な人たちを支え、かかる費用を社会で負担していくというものでありました。しかし、給付に要する費用が膨大となり、保険制度の維持が難しくなるという問題が深刻化し、要支援者と軽度要介護者は地域で支援することに切り替えられました。この支援が地域包括支援事業であると理解しております。

しかし、支援活動を担う人たちは、失礼ながら、まさに自己犠牲に基づくボランティア精神で頑張っていらっしゃるように感じられ、人が生きることの大変さを改めて感じている次第です。

昨年11月下旬に、私たちとともに福祉関係団体活動を長年共に頑張ってきた仲間が体調不良を訴えられ、それから3か月余りで逝去されました。この人を失った私たちは心に痛手を負い、今後の活動は成り立たないだろうと思っています。また、この方は長年、舟橋村社会福祉協議会の訪問介護ヘルパーとして活動され、村に貢献もされてきました。村としても痛手だと推察しております。

そして、2024年問題のエssenシャルワーカー人材不足が取り沙汰されていますが、この中の福祉人材不足も、地域社会の危機要因になりつつあると考えています。

過日、新聞の朝刊社説で訪問介護の報酬減額問題が取り上げられておりました。その中で地域包括ケアの後退を招くと指摘されていましたが、その指摘に私は賛同していません。

それは、施設の介護従事者報酬を増やし、地域の訪問介護報酬を減らすというものです。施設介護人材の大切さを否定するものではありませんが、そのしわ寄せを地域の包括支援介護者の報酬減額に結びつける施策は、大臣をはじめ厚生労働省の愚策だとして

怒りすら感じます。

地域社会では今後一層の高齢化が進み、地域で高齢者が増えます。そして、地域で暮らす高齢者の中には、施設に入りたくても入れない人も増えることは必然であり、地域生活を余儀なくされます。ですから、地域包括支援の重要性がますます増し、訪問介護の人材確保は自治体の責務となります。

村は当然村民に寄り添い、村民を支えなければなりません。訪問介護の人材は地域社会を支える担い手となっており、その人材が不足することは、現在頑張っている人たちのさらなる負荷と疲弊につながり、地域の崩壊にもつながると危惧します。

日本は民主主義の国民主権国家です。これは選挙のときに都合よく使われる言葉ですが、喉元を過ぎれば、国会は利権問題で盛り上がり、生活苦にあえいでいる国民を置き去りにして増税と税金の無駄遣いが繰り返されている姿は、与野党合わせて国会が機能していないのではないかと疑いたくなり、政治の末席に籍を置く私は、いらだちを感じています。

人材不足が顕著になってくるこれからの時代、人材をどう確保していくかは待ったなしの課題です。そのことが分かっているはずの国の政策は机上論が多く、地方は衰退していく一方です。しかし、我々は地域のために頑張ってくれている人たちを支援し、感謝とともに応援しなければなりません。

訪問介護の報酬削減が問題として表面に出てきているということは、当然村にも事前情報が提供されているのではないかと推察しますが、「地方分権」「地方創生」という言葉に惑わされ、国から軽くあしらわれているようにも見える地方自治体としての村は、今後どのように村を守っていくか真剣に考えるべき問題だと思い、質問します。

この問題は当局へ情報提供がなされていたのか担当課長に確認し、されていた場合、どのような内容であったのかお尋ねします。

また、地方はそこに住む人たちの支え合いによって成り立つものと承知していますが、村は自治体として地域を守るための行政政策が問われます。

この問題について、村長の見解をお尋ねします。

次に、2つ目は、令和2年に発生した官製談合事件を振り返り、質問します。

今年に入って舟橋村同様の官製談合事件が隣の立山町で発生し、新聞紙上をにぎわせました。事件は以前に富山市でも発生しており、役所の抱える内部問題はどこも同じであり、担当職員だけの問題ではないと考えます。むしろ担当職員を含め、職員は被害者

だと私は考えています。

しかし、事件を肯定するわけではなく、事件の発生は根絶しなければならない問題として、役場の取組が問われます。そして、事件が発生しないよう、役場の体質をたざさなければならないのだと考えます。

村長は、これまでの経緯を踏まえ、役場の体質改善に果敢な取組をされ、苦勞されているものと思います。立山町では、町長を中心に事件という不祥事の後始末に取り組んでいることが報じられていますが、このことは役所職員一同に大きな負荷となるもので、人ごととは思えません。

そこで、舟橋村は事件後、役場での職場体質改善にどのように取り組んできたのか。そして、村民のための役場として、職員が働きやすい職場として変わることができているのか。村の主権者である村民に理解されるよう、担当課長及び村長にそれぞれの立場から見解をお尋ねします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（前原英石君） 生活環境課長 田中 勝君。

○生活環境課長（田中 勝君） 6番竹島議員の地域包括支援事業についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、各職種の賃上げの影響もあり、令和6年度の介護報酬改定はプラス1.59%となっており、介護職員の処遇改善に寄与するものと思っておりますが、その一方で、訪問介護の報酬はマイナス2.4%と引き下げられております。大変残念なことと思います。

社協からお話を聞きますと、現状として、全国的に社会福祉協議会の訪問看護事業所の閉鎖が増えており、県内の社協の訪問看護事業所もほとんどが赤字経営となっているとのことです。特に訪問看護員（ヘルパー）の成り手不足は深刻とのことで、舟橋村社協の訪問看護事業所も職員の高齢化が進み、病気や健康状態の悪化で退職される方も増え、サービスの提供の継続ができなくなっている。

また、それに加え、来年度からヘルパーの介護報酬が減額され、経営的にも苦しくなり、事業継続の困難による生活困窮者への最後のセーフティネットの役割もできなくなるという危機的状況とのことでした。

そのような状況に鑑み、舟橋村といたしましては、介護報酬減に対しての補助金増額（100万円）及び新たな人材確保のための人件費補助（250万円）を6年度当初予

算に要求しております。

今後も議員さんとしっかりスクラムを組み、社協の活動を温かく見守り、年を重ねても村で安心して暮らせるように努力してまいりますので、議員のご理解のほど、よろしくお願い申し上げまして、答弁といたします。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 6番竹島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回の介護報酬の改定、こと訪問介護の報酬が減額に改定されたことに際しまして、この舟橋村における訪問介護は、より厳しい状況になるものと感じております。現状においても厳しい状況が、さらに厳しくなったというふうに感じております。

今ほどの生活環境課長の答弁のとおり、社会福祉協議会にて対応いただいております本事業は、利用者にとりましては、大切かつ重要なセーフティネットであると認識しております。

あわせて、今回の報酬改定と同時に、処遇改善加算の取扱いも変更がなされたというところではありますが、こちらをあわせて、訪問介護事業全般を行っておられます方々並びに従事されております方々に対して、影響を及ぼす事案だと認識しておりますので、今後、状況の注視については、こちらは言わずもがなところではありますが、まずは現状を、国、県に対してはしっかりと申し伝えを行いまして、現状において厳しい状況であるということ、そしてより厳しい状況になり得るということを含めて、環境が改善されるよう対応を進めてまいりたいと考えております。

来年度といたしましては、当村の対応として、補助金の増額、そして人材確保、人件費補助を予算要求いたしております。

今ほど申し上げたとおり、地域住民のセーフティネットの維持継続のため、ご理解を賜りますことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石君） 総務課長 松本良樹君。

○総務課長（松本良樹君） 私のほうからは、竹島議員の、官製談合に関わる質問についてお答えいたします。

まず、こういった事案が発生した場合に、入札手続の見直しを行いました。コンプライアンス等に関する研修を実施しました。大方がこのような対応を取られます。実際本村においても3年前、同様の対応を取ってございます。こういった対応を取ることは当然であり、重要なことであると考えております。

しかしながら、これだけではリスクをゼロにすることはできないというふうに思います。リスクは日常の業者との関わりであったり、住民とのやり取りの中に日常的に存在するものであります。

リスクを限りなくゼロに近づける方法といたしまして、まずは一人の職員だけにリスクを負わせない取組が必要であろうと思います。リスクが降りかかりそうになったとき、実際にそういった場面に遭遇したとき、独りで悩まずに上司に相談する。上司でなくても、周りの同僚らに相談することが重要であろうと思います。

そのため、常日頃から職員同士良好なコミュニケーションを取り、相談しやすい職場環境の構築に努めてまいりました。また、日頃の会話であったり、職員とよくコミュニケーションを取ることにより、その職員の僅かな変化にも気づき、適切な声かけができるよう努めてまいったところでございます。

今後とも、このような事案が発生しないよう、職場環境の改善に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 続きまして、いただいておりますご質問、役場の体質改善への取組と働きやすい職場として変化できているのかというご質問、答弁をさせていただきます。

体質改善への取組については、私の就任直後からのお話になりますが、過去の事案の精査を実施し、修正を進めてまいりました。こちらは約1年間作業を進めていたかと記憶しております。現状は、おおむね過去の精査は完了し、問題のない状況であると認識しております。

それと同時にですが、現在に至るまで、継続して政策参与のお力もお借りしながら、適切な手順やスキームによる業務の遂行ができるよう、仕組みの改善・指導に努めております。問題箇所が発見され次第、コンプライアンスにのっとることは当然のことながら、発生要因である慣習の中止や規則の変更を実施しております。

あわせて、回議書類に対しては、私自身、詳細を確認し、納得しない限りは押印を行っておりません。

そういった意味においては、現状の私の立ち振る舞いも、一定の体質改善に働いておると感じております。

この体質に関しては、職員一人一人の潜在的・顕在的な意識の変化が必須であろうと感じております。360度評価も3回目を迎える中で、いまだにその意識の変化を起こせていない職員の方々に対しては、より一層明確な指導を心がけてまいりたいと考えております。

そして、働きやすい職場への変化という点についてですが、いまだ自身としては胸を張って変化をしているとは言い難い状況であると感じております。今ほど申し上げました体質という観点に大きく関わってきているものであると感じております。

職員の煩雑さや多忙さがコンプライアンスの軽視につながり、そしてパーソナルルールの運用につながり、結果として不適切な業務遂行を経て体質化されてきたものがあると感じております。

ですので、働きやすさについては、先ほど申し上げました360度評価の際にも、各職員の意見を求めているところでもあります。意識的に問題を捉え、解決を図ろうと考える職員の方もおられるのは事実ではありますが、反して、今の状況に働きやすさという観点で業務の見直しを行えていない方も散見されております。

その状況から脱するべく、先般より舟橋村に関わりをいただいております複業人材のアドバイザーの方と特定の職員の方で業務改善チームを結成し、問題の認識から改善提案を私に伝えた上で、その承認を基に改善を図っていく取組を進めております。

総じてになりますが、働きやすい職場に変わるというゴールは常に先にあるものであるという認識で、その先のゴールに向かって取組を進めておるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石君） 竹島貴行君。

○6番（竹島貴行君） ただいまご丁寧に答弁いただきましたことを、まずお礼申し上げます。

その中で、ちょっと私が混同しているのか、答弁者が混同しているのか分かりませんが、今問題になっているのは訪問介護だというふうに思っています。今担当課長は「訪問看護」という、そういう言葉が使われましたが、看護のほうは医療系でありまして、これはまた別で国は検討しているというふうに思っております。

この訪問介護の件につきましては、現在国会でも審議されていることは承知しておりまして、私も注意深く情報収集を図っていきたいというふうに思っております。

なぜこういう質問をしたかといいますと、村や村長、それから議会というのは、村民

に最も近い場所にいるという、そういうことです。ですから、国の結論を待っているだけではなくて、先を見据えて、村がどういうふうになっていくか。そういう先を見据えた政策を打ち出していくことも必要ではないかなというふうに考えております。

渡辺村長ならそれはできるというふうに信じておりますので、私のこの今申し上げたことについてご異議があれば、また意見として伺いたいと思います。

それから、役場のトラブル、これは今やっただいていることは当たり前のようにも聞こえますけども、事件があってこういう取組がなされていくというのは、ある意味では、職員、役場全体においても負担なことなんだろうなというふうに思います。

しかし、組織というのは人で構成されておりますので、昔から「人は石垣」という言葉でも例えられます。そこには何が言われているかという、人づくりの大切さということだろうというふうに思います。

職員の皆さんには、本当に大変だと思いますが、身勝手や自己都合を排除していただいて、公務員という自覚と誇りを持って、村や村民のために働いていただきたいというふうに願っております。私も議会の側から見守り、応援できる部分は応援したいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（前原英石君） 生活環境課長 田中 勝君。

○生活環境課長（田中 勝君） 竹島議員さんの質問では、私のほうの、すみません、「介護」でございまして、「訪問介護事業」でございました。訂正いたします。

あと、今後の展望につきましては、議員さんご指摘のとおり、ただお金を出すだけでなく、地域と話し合いながら介護予防サービスを進めてまいりたいと考えておりますので、またよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（前原英石君） ここで、暫時休憩いたします。休憩は11時40分までといたします。

午前11時29分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（前原英石君） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達していますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 古川元規君。

○2番（古川元規君） 2番古川元規です。

それでは、通告どおり、私からは2点の質問をさせていただきます。

1点目について、地震関連について質問をさせていただきますが、先ほど竹島議員も触れられたとおり、くしくも本日は東日本大震災の発災からちょうど13年ということで、正面玄関には弔旗が掲げられておりました。

改めて自然災害の恐ろしさを思い直すとともに、1月1日に発災いたしました今回の能登半島地震でお亡くなりになった方へ深く哀悼の意を示すとともに、被害に遭われた全ての皆様へのお見舞いを申し上げさせていただきます。

それでは、通告どおり、まずは今後の防災意識醸成について質問をさせていただきます。

地震に関する質問が多くなると今回思われましたが、先日防災士養成研修を受講させていただきました経験から、ぜひご意見をさせていただきたいということもありまして、多少重複する部分もあるかと思いますが、ご質問をさせていただきます。

ご存じのとおり、富山県はこれまで災害に強いと言われてきておりました。確かに台風の影響は立山連峰や、また先人が行ってきた砂防工事のおかげなどもありまして、近年の被災は非常に少なく、事実これまで、近年における富山県における地震の数は最も少ないという状況でございましたが、今回の地震によって、もう地震から最も安全な県というデータ上の事実は完全に覆ってしまいました。また、昨年線状降水帯の発生もあり、これまで自然災害のない県であったのは、ただの偶然による要素が多かったのではないかということをお考えいただけたかと思っております。

そのように、これまで災害に不慣れであったことによりまして、富山県ならではのものささというものが露呈し、その復旧・復興はまだ先が見通せない状況ではないかなというふうに思っております。幸いにも本村における被害は限定的でございましたが、被災地の光景がいつ本村で起こっても不思議ではないということでございます。

本村における避難所には、村内からではなく、津波警報の影響もありまして、水橋から避難してきた方々が多くおられたと聞いております。有事の際に市町村を超えて支え合うことは推奨すべきことであるというふうに思っておりますが、一方、先日、防災士養成研

修を受けた際に各種ハザードマップを見る機会がございましたが、津波ハザードマップの被害想定を見ますと、最大想定でも津波の被害は海沿いと川沿いの一部に限定されておりまして、この状況は少し過剰な反応ではなかったかなというふうに言えるかと思えます。

偶然ではございますが、田村議員の参考資料4にも、このことについて記載をされておりますので、ご参照いただければよいかと思えます。

もちろん迅速に念のための行動をするというのは避難の原則ではございますが、事前にハザードマップをチェックし、有事の際の行動を想定できていれば、精神的にもゆとりを持った行動ができたのではないかというふうに思います。

ハザードマップの確認率は全国ではおおよそ4割とされておりますが、確認をしつつ、家族で避難行動の計画などについて話し合いをした確率となると、それよりも大分低い数値になってくるのではないかと思います。

また、非常用の水や食料の備蓄についても全国平均で5割以上とされてはおりますが、適正量の備蓄なのか、またその買換えもちゃんとできているのか、そのような視点で含めると、しっかりとできているご家庭というのは少なくなってくるのではないかというふうに思います。

事前に災害を想定した上で、以上の2点についての準備ができていれば、いざ災害が起こった際にも、精神的にもゆとりができ、混乱せずに冷静な対応ができるようになると思います。

例えば水害の際ではございますが、垂直避難をしなければならない状況でも、2階部分までは水が上がってこないだろうということを知っていれば、余裕を持って垂直避難ができますが、それを知らなければ、水が上がってきたから、さらに屋根の上に上がらないといけないのではないかとドキドキしながら、また風雨の中で、本来なら必要のない危険な回避行動を選択してしまうかもしれません。

ただ、それらの事前準備を各ご家庭に呼びかけるだけでは、いくら防災意識が高まっている現状であっても、さほどの効果は上がらないのではないかというふうに思います。そこで、この被災を契機に、当村として防災意識を醸成する事業を企画してはどうかと思えます。

その一例として、学校イベントの企画を提案させていただければというふうに思います。小中学校とも連携をして、親子や家庭で参加できる防災事業を開催し、ハザードマ

ップの調べ方から、そのハザードマップに基づいて、ご家庭ごとの避難計画を立てることをゴールとするイベントでございます。

さらに、そのイベントと別とするか併せて開催するかはまた別の問題としまして、非常食の買換えのためのキャンプイベントを開催することも有益であると考えます。1年ごとに家庭の非常食を持ち寄って消費し、非常食販売ブースで、消費した分の不足分を購入する。そのようなことができれば、イベントを通して楽しみながら非常食の状態をチェックする。また、買換えもできる。避難生活のシミュレーションも行う。そのようなことができるというふうに考えます。

もちろん今挙げたのは、あくまで一例ではございます。先ほど加藤議員からも、避難所運営ゲームのお話もございました。勝手ながら、その心は同じであるというふうに思っております。

具体的な内容はともかくとしまして、今回の地震での経験を生かし、この経験を忘れないためにも、災い転じて福となすための、防災意識醸成のための事業の企画をされてはどうかというふうに思いますが、村長のお考えをお伺いしたいと思います。

続きまして、もう一点村長にお伺いをしたいと思っております。令和6年度予算に渡辺カラーは反映されているかということでございます。

令和5年度予算につきまして、村長は渡辺カラーはあまり入っていないという趣旨の発言をされておられました。今回の令和6年度予算については、どのようにお考えでしょうか。

私が予算を拝見させていただきました所感としましては、公約として掲げられておられた部分については、またそれ以外についても、新規事業や事業費の割当てが増えたところなどを拝見させていただくと、目玉と言えるような変化はあまり見受けられないように感じました。令和6年度予算にける思いなどがありましたら、ぜひお聞かせいただきたいというふうに思います。

また、この当初予算では訳あって盛り込めていないけれども、機を見て補正で取り組みたいと思っておられること、来年度からはぜひ取り組んでいきたいことなど、現時点での思いで結構でございますので、村長が考える村政のビジョンの一端をお聞かせいただければというふうに思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） それでは、古川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まずは防災意識の醸成に関するご質問にお答えをさせていただきますが、来年度、舟橋消防団より消防訓練及び防災関連の事業開催の相談を現在いただいております。開催時期も含め、その内容について今後検討を進めることとなっておりますが、私自身としても、現時点で、各自治会における防災体制の構築、防災意識の醸成という観点において、防災士資格の取得の補助も進めておるところであります。

総じて、防災意識の醸成につきましては、特定の年齢層、世代だけではなく、幅広く図ってまいりたいというふうに考えてございます。さきほどございました加藤議員のご質問にもあったとおり、防災関連事業の開催の際には、子どもたちのみならず村内の各種団体の皆様にも、ぜひともご協力、参加、参画をいただきたいと考えております。

あわせて、今ほど古川議員のご質問にもあった内容になりますが、村内の子どもたちにハザードマップの確認及び避難計画の策定については、大変重要かつ有意義な事柄であると捉えております。今ほど申し上げましたこの防災関連事業の中で、そのような機会があってもいいものではないかというふうに感じておりますので、今後、事業開催の進捗を図っていく上で、そういった取組が実現する見通しとなった際には、ぜひとも、防災士資格を取得されました古川議員をはじめ、そして竹島議員、小杉議員にもお力添えを賜りたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、非常食の買換えを促進するという旨の質問ですが、その前段として各家庭に非常食等の備蓄がなされている状況が望ましいというふうに考えております。当局として正確な数値は現在分かりかねますが、現状において、備蓄をしているという回答があまり多くはないように感じております。

今後は、まずはこの各家庭での非常食の備蓄の推進を図ってまいりたいと考えております。

そして、最後にございました令和6年度の予算にかかる思いの一端というところがございますが、昨年度も進めてまいりましたが、予算外の部分、ゼロ円事業と申し上げれば適切かなと思うんですが、そういった部分は6年度も引き続き実施、実行を進めていく。その姿勢には変わりはないというところを申し上げておきます。

あわせて、昨年度視察もしてまいりましたが、自治体の予算を稼ぐという観点も非常に大事なものだというふうに強く感じており、現時点においても取組は進めておりますが、6年度もふるさと納税の拡充については重要なものであるという認識で、継続し

て進めてまいりたいと考えております。

その上で、令和6年度予算、要求をさせていただきましたものの中で特筆するものをお示ししながらお答えをさせていただきます。

方針に基づく一例として、まずは「高齢者にも安心な村づくり」という観点になりますが、熱中症指数計の配布、コミュニティ振興交付金額の割増し、結ネットの導入などが挙げられます。

昨年の夏のような猛暑時には、ご自身で体調を判断しにくい高齢の方々の健康が大変危ぶまれました。そういった方々に対しての熱中症指数計の配布、そしてその退避場所として公民館のクーリングシェルター利用を推進してまいりたいと思います。そのために、今ほど申し上げましたコミュニティ振興交付金の割増しを、電気代の補助として増額配分を行いたいと考えております。

そして、結ネットの導入に関しては、こちらも災害時の安全確認、役場からの案内の配信や各自治会の活動支援にご利用いただくことはさることながら、視覚が弱い方に対しての音声での案内の読み上げ通知や、ご親族の方が遠方でも動体確認が可能となる拡張機能がございますので、そちらは来年度、アプリの普及状況を見ながら補正などで実施が検討できればよいというふうに考えております。

「子育てしたくなる村づくり」においては、新規においては学童保育利用料補助、保育延長利用料の補助、そして昨年来、高校生までの医療費助成事業が挙げられると思っております。

「未来へと持続する村づくり」においては、サンフラワープロジェクトが当たるものと考えております。住民間の新規コミュニティの創造を目的として、各工程の中にも細かな目的を据えております。ヒマワリをコンセプトにした関係人口の創出。こちらは事業への参画という意味と、そして観光という意味も含まれているものと思っております。そして、特産化や産業化、子どもたちの学びの機会の創出などを想定しております。

特産化や産業化については、初年度でどこまで具現化できるものかについては、村民の皆様を巻き込んで進めていきたいと考えておりますので、その結果によっては、来年度中に予算が必要になってくることもあり得るのかもしれませんが、そちらに関しましても補正等によって対応を図りたいと考えております。

以上のとおり、特筆するものを一例として挙げましたが、4つの掲げた方針とのバランスを鑑み、予算編成を6年度は行ったと考えており、この全ては舟橋村が未来に向か

って住みよい、そして村内外の方に愛される村への歩みにつながることを期待したものと
なっておりますので、以上、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石君） 5 番 森 弘秋君。

○5 番（森 弘秋君） 5 番森弘秋です。私からは、通告してあります、近未来を見据え、
舟橋村のあるべき姿をどのように考え、発展させるのかについて質問いたします。

私は、9月議会で京坪川に第3の橋を、12月議会でふなはし荘を水害から守るための
方策について語ってきました。このことが現実となることを夢見ながら、また「天災
は忘れた頃にやってくる」とも言ってきました。

ところが、1月1日16時06分、能登半島地震が起きました。亡くなった方、今でも
避難を余儀なくされている方。当時はこの寒い冬に、さらに現在でも厳冬の中、心中
を察するに心が痛みます。何もできない自分たちでも、せめて義援金募金箱を設置して
支援できないだろうかと支援要請をしました。

こんなときに横並びはありません。県はいち早く県庁前、玄関ですかね、募金箱を設
置しました。私ごとになりますが、各所で募金をしてきました。

前置きが長くなりましたが、村長の公約「光りかがやく未来をえがく」、未来へと持
続する村づくり、子育てしたくなる村づくり、高齢者にも安心な村づくり、公平で透明
な役場づくりを掲げておられます。そして、行動力、解決力、発信力、「ふなはし新時
代」を築きますと言っておられます。

先日ある道端で、高齢のお母さんから聞きました。村長とは、おれんじカフェで初め
て会い、話をしました。いわく、感じがよい、親しみがあると褒めておられました。

村長には、いつまでもそうであっていただきたい。高齢の方から、村長を褒めた話は
初めてです。今まで誰からも聞いたことがありません。どういうふうになっておるか分
かりませんが、ともあれ、そういう高齢の方が初めて村長を褒められました。

さて、12月議会で加藤議員の質問の答弁で、この1年間で多くの成果は達成されて
いないが、公約の実現に向けての取組の種まきを進めていく。また、職員間の対応の変
化や業務改善に意識改革が見られる。予算の財源の確保については、おおむね順調であ
ると答弁。さらには、ふるさと納税の制度について、舟橋村の特産品等を活用し、いか
に返礼品を舟橋村で生み出していくか。このことによって、舟橋村の産業が発展する。
そのことによって、村の活性化が育まれる。同感であります。

先日の報道機関、某新聞によれば、改革の達成率は40%とっておられますが、これからではありませんか。この1年間で、公約の40%の達成率。本当ですか、村長。地方創生の柱であります人口増につきましては、令和3年の総合戦略のコンセプトで、「子育て共助のまちづくり「舟橋型子育て支援」の深化」で、おおむね達成されたと考えますが。

話を進めます。先日の地方創生委員会でちらっと出ました。観光の話、ほんのちょっとだけ出ました。日本一観光できる村。村長には夢を持ってもらいたい、先決事業もちろん大事であります。

矢に例えるならば、舟橋村は、第1の矢、日本一面積の小さな村。この矢は物理的にできた矢であって、説明は要しませんが。第2の矢、日本一の子育てのよい村・できる村。この矢は地方創生の柱であります。人口増につきましては、第1期、第2期総合計画で総合戦略のコンセプトとして「子育て共助のまちづくり「舟橋型子育て支援」の深化」で現在も進行中であります。先ほども少し話がありましたが、私の考えでは、令和7年度以降においても進行させ、数年後にはほぼ達成できると思われれます。ただ、これは未来永劫の夢であり、かつ目標であり、引き続き進化が必要であります。人口増ですね。

さて、ここで、第3の矢をどうするか。例えば、私が勝手に考えるに、日本一小さな村で輝く名所、人の集まる名所、日本一の村として人を引きつける、魅力ある村の構築であると考えます。観光立村ですね。よく国で言っておりますけども、村というか、私たちは、関係人口1万人の村。関係人口の向上でおのずと人口が増え、経済の発展につながります。

先日、魚津市で、昔からの古い米倉、相当古かって、もう潰れそうだったんですけども、それを市でもって保存する、買うといいますかね、とっておりました。いずれ観光の拠点になるでしょう。

舟橋村でも、先ほど村長は言いましたけども、今年度から始まるサンフラワープロジェクトを足がかりとするのもよいではありませんか。いつも言いますが、「ローマは一日にして成らず」です。長い時間がかかります。村長の言う種まきです。将来的にはリゾート地として発展するのもよいと思います。ただ、舟橋村の基幹産業は農業であります。この兼ね合いが非常に難しいと考えます。

しかし、一方で、現在においても、住宅団地の造成が、開発が行われております。総

合的に考え、先日も言いましたけど、村長のカラーとは何か、アドバルーンは何ですか。

村長も就任2年目に当たり、実行の時期であります。一足飛びではなく、村長の胸の中で大きな目標を立て、確実に実行に移していく。夢物語で終わらないように。難問にぶつかるかもしれません。しかし、一つ一つを見詰め、問題を洗い出し、竹島議員の質問に談合もありましたけど、いろんな問題を洗い出し、村長の答弁にありましたが、職員の意識改革、行動改革に変化が起きていると感じられておられる。そのことから個々人の長所、魅力を引き出し、職員にこの村の行く末を語り、共々いかに村を発展させるか。そして、村長はこの村をどこへ導くのか。職員と語り、かつ、村民と夜なべ談義でもして、語り合えばどうですか。

駄弁になりますが、歴代の村長は、市街化調整区域にさようならをし、また子育て共助としての人口増にも取り組みました。

そこで、村長は何をされますか。就任2年目ですけども、これからの施策、考えを伺います。

NHKの大河ドラマ「どうする家康」が終わりました。次は「光る君へ」です。「光る」です。「どうする舟橋村」。

「高い理想を持って」「村民のために」「住みたい村を目指して」、この言葉をよく使われますね。今日より明日がよい日でありますように。

終わります。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 5番森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まずは冒頭に、12月議会の際にもございましたふなはし荘の水害対策については、施設側の意向も確認しながら対応を図りたいと考えておりますので、引き続きご理解のほどお願いを申し上げます。

あわせて、令和6年能登半島地震に対し、舟橋村役場で募金を頂きましたことも感謝申し上げます。ありがとうございます。

そして、ようやくではありますが、森議員の耳に、私に対しての言葉が届いたことは大変うれしく感じております。また、引き続きそういったお声があれば共有いただけるとありがたいと思っております。

さて、いただきましたご質問ですが、幾つか細かな質問もございましたが、大枠ではこれからの施策、考えを問うということで、森議員の、いわゆる第3の矢というところ

に対しましてのお答えをさせていただきます。

まず冒頭に、この舟橋村は村外の県民、国民の皆さんに愛される村であってほしい。そして、既に住まわれている方々におかれましては、今よりもさらに愛せる舟橋村としてあってほしいと願っております。そのためには、この舟橋村の大事なところを残しながらも多くの方々に関わりをいただける、そのような村である必要を感じております。

ご質問から引用いたしまして一例をお示しするならば、農業という舟橋村の自然を残すということは、農業従事者の高齢化が進んでおり、持続性という点において大変難しい局面に差しかかっていると感じております。かといって、それを見過ごし、放棄地が増えることを決して容認するわけではありません。宅地にすることで解消につながるということはもちろん事実ではありますが、無造作の宅地化は本来の舟橋村のよさを失うことにつながると感じております。バランスを考えながらも考慮し、自然環境と居住の両立を図っていくことが大事だと考えております。

今ほどのように、舟橋村の未来を見据える上で、農業の観点のみならず、来る高齢化問題、医療環境、公共交通等々、全ての課題は一様の言葉で表現の難しい課題であると感じております。

その上で、先ほど申し上げました村外の人々に愛される村であり、住まう方々にはさらに愛される舟橋村としての取組の一つに、サンフラワープロジェクトが合致するものと考えております。

本プロジェクトは、新たな地域コミュニティの創造を主たる目的として据えております。この村をさらに愛していただくためにも、住民間のコミュニティの深化は必要不可欠であると考えております。

同時に、ヒマワリが咲く頃には、その景色を楽しみに村内外の方に集まっていたきたいと考えております。これは、いわゆる一種の観光資源につながると同時に、関係人口にもつながると思っております。

舟橋村のいいところの一つでもある、この適度な田舎感。その田舎感を残しつつ舟橋村が発展・繁栄していくには、関係人口に注力することが必要不可欠であると考えております。

ですので、今ほど申し上げたとおり、満開のヒマワリを楽しむことはさることながら、ヒマワリの生育に関わること、ヒマワリから生みだされる産品などから商業が発展すること、そしてその部分に関わっていただくこと。よもやその収益をもってして、ふなは

しまつりなどで花火を上げ、それを楽しみに来られることなど、可能性を大きく膨らますことができるものと感じております。この全ての過程は、村民の方々に対してウェルビーイングに資する取組になると感じております。

舟橋村の花はサツキではありますが、ヒマワリが咲き乱れ、そのヒマワリを基に、森議員の言われました観光に注力していくということは、私自身、やぶさかではないものと考えておりますので、本事業につきましても、併せてご理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁といたします。

○議長（前原英石君） 以上をもって一般質問並びに質疑を終わります。

（議案の常任委員会付託）

○議長（前原英石君） 次に、ただいま議題となっております議案第1号から議案第16号までは、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

陳 情 に つ い て

○議長（前原英石君） 次に、日程第2 陳情についてを議題とします。

（陳情の常任委員会付託）

○議長（前原英石君） 本定例会において受理した陳情1件は、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日 程 の 追 加

○議長（前原英石君） お諮りします。ただいま村長から、議案第17号 舟橋村固定資産評価審査委員会委員選任の件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

議 案 第 1 7 号

○議長（前原英石君） 追加日程第1 議案第17号 舟橋村固定資産評価審査委員会委員選任の件について議題とします。

（提案理由の説明）

○議長（前原英石君） 提案理由の説明を求めます。

村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） それでは、本日追加提案いたしました議案についてご説明を申し上げます。

人事案件、議案第17号 舟橋村固定資産評価審査委員会委員選任の件につきましては、松田健治委員が令和6年3月13日、松田容史子委員が令和6年4月21日に任期満了となります。引き続き松田健治氏並びに松田容史子氏にお願いしたいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（前原英石君） 提案理由の説明が終わりました。

（質 疑）

○議長（前原英石君） これより、この案件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

○議長（前原英石君） お諮りいたします。本件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

○議長（前原英石君） これより、採決いたします。

議案第17号 舟橋村固定資産評価審査委員会委員選任の件について採決します。

議案第17号について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり同意することに決定しました。

散 会 の 宣 告

○議長（前原英石君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午後 0時15分 散会